



平成 21 年(2009 年) 3 月 18 日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子 様

滋賀県男女共同参画審議会

会 長 渡 辺 峻

滋賀県立男女共同参画センター（G - N E Tしが）のあり方について（意見）

平成 21 年 6 月、男女共同参画社会基本法の制定から丸 10 年を迎えます。現状をみますと、方針決定過程への女性の参画、仕事と生活の調和の実現、性別による固定的な役割分担意識の解消など、いまだ多くの課題を残しています。

さらに、男女共同参画の推進は、知識習得や意識啓発を中心とした取組から、地域で生じている様々な課題の解決に向けた諸活動に男女が共に多様な立場・視点からかかわっていく、「実践」の段階に移行することが求められています。

滋賀県におかれては、全国に先駆けて「県立婦人センター」を設置され、女性の自立と社会参加のための取組から男女共同参画社会づくりのための取組へと歩みを進めてこられました。その歴史の上に現在の「男女共同参画センター」があり、その経験の積み重ねを基礎としつつ、今、新たなステージに向けて、さらなるステップアップを図るため、その役割や機能を再構築していく段階にきていると考えます。

そこで、滋賀県男女共同参画審議会では、センターのあり方について、平成 20 年 7 月から 5 回にわたり審議を重ね、この度、別添「滋賀県立男女共同参画センター（G - N E Tしが）のあり方について～男女共同参画推進の第 2 ステージへ～」として、審議会意見を取りまとめました。この意見書を参考とし、センターが、県民、事業者、地域団体・NPO、市町のみなさんの活動を支援する拠点施設として、次のステップを踏み出し、より一層機能を充実、発揮されることを期待します。